

基本政策3

生き生きと健康に
過ごせるまちにします



施策7 健康増進と地域医療の充実

■ 動向と課題

健康寿命を延ばし、生涯にわたって生き生きと暮らすためには、市民一人一人の健康状態が良好であることが不可欠です。また、市民のニーズの多様化、子どもの健やかな成長、高齢化の進行等に対応できる地域医療の充実が求められています。

また、地域医療において、地方独立行政法人市立大津市民病院は、大津保健医療圏域における医療提供体制の中核として、圏域全体の医療ニーズやバランスを考慮した役割が求められています。

■ 施策目標

市民一人一人が自らの健康を大切にしてい健全な食生活を実践する等、ライフステージ*に応じた健康づくりに取り組めるよう支援します。また一方で、必要なときには身近で良質な医療を受けることができる医療提供体制を整備します。

■ 取組の方向性

(1) 健康づくり活動の促進

健康づくりのための支援体制を充実させ、一人一人の状況に応じた健康づくり活動を促進するとともに、心の健康（メンタルヘルス）を保つために、ひきこもり*や自殺の相談対応の充実を進めます。また、市民一人一人が自らの健康は自らで守るという意識を持ち、病気やけがを予防し、主体的に心と体の健康づくりを行うために、保健医療及び福祉の機関が一体となって市民の日常生活を支えます。

(2) 地域医療の充実

市民の生命と健康を守るため、良質な医療と医療提供体制を確保し、多様化する市民ニーズに応じた医療水準を維持向上できるまちを目指します。また、地域医療の確保に向けて地方独立行政法人市立大津市民病院が、市民のための病院として、地域及び地域の医療機関等からの多様なニーズに取り組むことを支援するとともに、身近な医療におけるかかりつけ医*等の定着や切れ目のない医療福祉サービスが利用できるまちを目指します。

(3) 食育*の推進

食習慣の乱れによる生活習慣病の発症や増加等の食に関する様々な課題を踏まえて、生涯にわたって健全な食生活について理解し、実践できるよう、関係機関との連携を図りながら食育を推進します。

指 標

項 目	基準値	目標値
健康寿命：女性	84.18年 (H30年度)	向上 (R6年度)
健康寿命：男性	80.74年 (H30年度)	向上 (R6年度)

主な取組

(1) 健康づくり活動の促進

健康おおつ21の推進

【所管：保健総務課】

- 健康おおつ21推進会議の開催
- 健康づくりに関する知識の普及啓発

難病の患者への支援

【所管：保健予防課】

- 保健師等による相談、指導
- 難病在宅支援従事者研修会の開催
- ケアマネジメントアドバイザー事業*の利用促進
- 医療講演会、交流会の開催

自殺対策の推進

【所管：保健予防課】

- 自殺対策連絡協議会、自殺対策研修会の開催
- いのちをつなぐ相談員の派遣
- ゲートキーパー*の養成
- 子ども・若者支援地域協議会との連携

精神障害者等への早期介入・支援

【所管：保健予防課】

- 医療機関等支援関係機関との体制整備、連携の充実
- 精神保健相談者における早期受診や受診中断者への支援の充実
- 精神障害に関する知識の普及啓発

がん対策の推進

【所管：健康推進課】

- がん対策推進委員会の開催
- がん予防に関する知識の普及啓発
- がん検診の受診率、精密検査受診率の向上促進
- がん患者等に対する支援の充実
- 在宅医療の充実

(2) 地域医療の充実

地域医療推進事業の実施

【所管：保健総務課】

- 訪問診療や訪問看護体制の整備

- 適正な医療機能の確保
- 救急医療体制の整備
- 地方独立行政法人市立大津市民病院の支援
- 地方独立行政法人市立大津市民病院における感染症医療の充実と強化

(3) 食育の推進

食環境整備事業の推進

【所管：衛生課】

- 食育推進計画の推進と進捗状況の管理
- 関係機関との連携・協働による食育の推進

食育推進事業の充実

【所管：健康推進課】

- 食育健康教育等の実施



食育講座



施策8 保健衛生の確保

■ 動向と課題

様々な感染症の発生や食中毒等の健康被害への不安を払拭し、安全で衛生的な生活ができる環境が求められています。

■ 施策目標

感染症や食中毒等について適切に対応するとともに、食品及び医療品の安全が確保され、営業施設の自主衛生管理が向上し、市民が安全で衛生的に生活できる環境を整備します。

■ 取組の方向性

(1) 健康危機管理対策の推進

健康危機に関する事態の発生及びそのおそれがある場合に、市民の生命と健康を確保するため、迅速かつ適切な健康被害の拡大防止策等を講じるための体制の整備を図るとともに、関係機関及び団体との連携を強化します。

(2) 感染症等の健康被害の発生防止

感染症等の市民の健康被害の予防対策を推進します。また、市民が利用する営業施設を起因とする健康被害を防止するため、関係機関及び団体と連携して事業者の自主衛生管理の向上を図ります。さらに、市民の衛生意識を高め、衛生習慣の定着を進めつつ、健康的な暮らしを確保します。

(3) 食品の安全性の確保

事業者に対する監視指導等を実施することにより、食中毒の発生防止を図るとともに、HACCP（ハサップ）* に沿った衛生管理の定着を図ること等により、食品の安全性を確保します。さらに、市民、事業者、大学等と連携し、社会全体で食品衛生意識を向上させ、市民が健康で安心できる衛生環境を築きます。

指 標

項 目	基準値	目標値
食中毒発生件数	2.3件 (H29～R1年度平均値)	0件/年 (R6年度)
前年度指導実施施設等の 感染症集団発生率	20% (R1年度)	0% (R6年度)

主な取組

(1) 健康危機管理対策の推進

健康危機管理に対応する検査の推進

【所管：衛生課】

- 関係機関との連携強化による最新の技術や情報の取得
- 最新の検査方法に対応できる人材の育成
- 迅速検査法等の導入の推進
- 健康危機管理に対応した訓練の参加と実施
- GLP（試験検査の業務管理）の推進

健康危機管理体制の充実

【所管：保健総務課】

- 関係機関との連携や定期訓練による危機管理対応能力の強化
- 市民への啓発活動と情報提供
- 災害対策備品・備蓄医療品の維持管理、配布訓練の実施

(2) 感染症等の健康被害の発生防止

生活衛生関係営業施設*の自主衛生管理の推進

【所管：衛生課】

- 事業者や市民を対象とした講習会等の開催
- 事業者が行うべき自主衛生管理に関するパンフレットの作成・配布
- 監視指導と合わせた助言、啓発

衛生習慣の定着

【所管：衛生課】

- 関係機関と連携した手洗い教室や食品衛生講座の開催

感染症まん延防止

【所管：保健予防課】

- 検査体制の拡充、相談の充実
- 感染症集団発生があった事業所への疫学調査・指導の実施
- 高齢者施設、障害者施設への健康教育の実施
- 保育所・幼稚園・小中学校・高齢者施設の感染症予防従事者研修会の開催

(3) 食品の安全性の確保

食中毒の発生防止、不良食品の排除

【所管：衛生課】

- 事業者に対する監視指導、啓発活動の実施

- 国、他自治体との連携、協力体制の確保

食品衛生関係営業施設の自主衛生管理の推進

【所管：衛生課】

- HACCP（ハサップ）に沿った衛生管理の導入推進
- 講習会開催等による事業者の自主衛生管理意識の定着

食品の安心・安全の確保

【所管：衛生課】

- 食品の正しい情報の発信と市民意識の向上
- 食品のリスクコミュニケーション*の推進



手洗い教室



施策9 生涯学習の推進

■ 動向と課題

少子高齢化、人口減少、人々の価値観の多様化等、社会を取り巻く環境が急激に変化する中、社会の持続的発展に向けた地域での課題解決力の向上や主体的に地域づくりを担う人材の育成が求められています。

■ 施策目標

人生100年時代を見据え、全ての人が生涯を通じて活躍できるよう、多様な学習の機会を提供することで「学び」と「活動」の循環を形成し、学んだ成果を地域づくりに生かす生涯学習社会の実現に向けた取組を推進します。

■ 取組の方向性

(1) 生涯にわたって学べる環境づくり

ライフステージに応じた多様な学習の機会を提供し、生涯にわたって学べる環境づくりを進めます。

(2) 地域人材の育成

地域の魅力や課題について学び、地域づくりを担う人材を育成します。多様な関係主体との実践的な学びを通じて、学ぶ仲間同士がつながり、学んだ成果を地域づくりに生かす生涯学習社会の実現に向けた取組を推進します。

指 標

項 目	基準値	目標値
熱心まちづくり出前講座* 利用者の満足度	70% (R1年度)	80% (R6年度)

主 な 取 組

(1) 生涯にわたって学べる環境づくり

現代的・社会的な課題に対応した学習機会の充実

【所管：生涯学習課】

- 熱心まちづくり出前講座の充実
- 公民館・コミュニティセンターにおける主体的な学びの推進
- 家庭教育の推進
- 広く市民を対象とした講座・フォーラム等学習機会の提供
- 子ども読書活動の推進

図書館機能の充実

【所管：図書館】

- 幅広い図書資料の充実

(2) 地域人材の育成

地域づくりに主体的に取り組む人材の育成

【所管：生涯学習課】

- 「おおつ学*」の推進
- 社会教育関係団体等の活動推進
- 地域学校協働活動の推進

関連するSDGs



施策10 青少年の健全育成

■ 動向と課題

近年の情報通信社会の急速な進展による違法・有害情報の氾濫等、青少年を取り巻く環境は大きく変化しています。また、若者の困難な状況は、ひきこもり、人間関係、病気、就労等のいくつかの課題が影響し合い、複合性・複雑性を有しています。

次代を担う青少年が希望を持って生きることのできる社会の形成は重要な課題になっています。

■ 施策目標

地域や行政等の関係機関が連携を図りながら、青少年が自己肯定感や自尊感情を育み、自立した個人として未来を切り拓いていく力を身に付けるための支援を行います。

■ 取組の方向性

(1) 子ども・若者の健やかな育成

次代を担う青少年が、自己肯定感や自尊感情を育みながら自己を確立し、社会的に自立した個人として健やかに成長できる社会環境の整備を図ります。また、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者及びその家族を支援する仕組みづくりを推進します。

指 標

項 目	基準値	目標値
青少年育成学区民会議活動への参加者数	71,343人/年 (H30年度)	71,300人/年 (R6年度)
子ども・若者総合相談窓口での相談延べ件数	1,243件/年 (H30年度)	1,300件/年 (R6年度)
立ち直り支援を行った回数	854回/年 (R1年度)	900回/年 (R6年度)

主な取組

(1) 子ども・若者の健やかな育成

子ども・若者の健全育成体制の充実

【所管：文化・青少年課、生涯学習課】

- 青少年育成市民会議等関係団体との連携・支援
- 地域における子どもの体験活動への支援
- 子ども・若者が主体的な力を発揮できる場の提供
- 青少年指導者の育成

子ども・若者支援ネットワークの推進

【所管：文化・青少年課】

- 子ども・若者支援地域協議会の運営
- 子ども・若者総合相談窓口における支援

青少年立ち直り支援システムの充実

【所管：少年センター】

- 非行少年立ち直り支援事業の推進

基本政策4

**つながりを大切にし、
共に支え合うまちにします**



施策11 協働のまちづくりの推進

■ 動向と課題

人々の価値観や生活様式の多様化により地域でのつながりが希薄化する一方で、超高齢社会における見守り及び支え合い、子育て支援や災害時における助け合い等、互いの立場や考え方の違いを尊重し、それぞれが主体的に支え合える地域社会が求められています。

■ 施策目標

市民・市民団体、事業者及び行政の三者協働*により、地域の特色に合わせたまちづくりを推進するとともに、みんなが活躍する協働のまちの実現を目指します。

■ 取組の方向性

(1) 地域コミュニティの充実

多様な主体がつながり、互いに支え合い共に地域課題を解決していくという共助の意識を高め、地域のまちづくりへの参画を促し、地域の実情に応じたコミュニティの充実を図ります。

(2) 協働の推進

市民・市民団体、事業者及び行政がその自主的な行動の下に互いの特性を尊重し、認め合い、連携し、及び協力してまちづくりに取り組みます。

(3) 大学との連携によるまちづくりの推進

大学と市民・市民団体、事業者及び行政とが連携し、豊かな知的資源や人的資源及び若者の力を十分に生かすことでみんなが活躍するまちの実現を目指します。

指 標

項 目	基準値	目標値
自治会加入率	57.4% (R2年4月1日時点)	60.0% (R7年4月1日時点)
大学連携相互協力事業数	306事業/年 (R1年度)	330事業/年 (R6年度)

主な取組

(1) 地域コミュニティの充実

地域コミュニティ組織の支援

【所管：自治協働課、協働のまちづくり推進室】

- 自治会活動の支援
- 地域と連携した自治会加入促進
- 地域の実情に応じたまちづくり協議会*の設立・運営の支援

地域コミュニティの推進

【所管：協働のまちづくり推進室】

- 地域のまちづくりに合わせた支援のあり方の検討
- コミュニティセンターを活用したまちづくり

(2) 協働の推進

協働推進体制の充実

【所管：自治協働課、協働のまちづくり推進室】

- 協働のまちづくり推進計画の推進
- 協働を進める三者委員会、職員協働推進本部による協働施策の推進
- 市民活動センター*の中間支援機能の強化

市民団体・事業者等との協働によるまちづくりの推進

【所管：協働のまちづくり推進室、公園緑地課】

- 庁内連携体制の構築による地域との協働によるまちづくりの推進
- コミュニティセンター化による運営委託
- 「公園愛護会*」による公園管理業務の拡充

(3) 大学との連携によるまちづくりの推進

大学との協力関係の拡充

【所管：企画調整課】

- 環びわ湖大学・地域コンソーシアム*が実施する連携事業への参画
- 協力協定を締結している8大学との連携・協力



施策12 人権及び平和意識の高揚と男女共同参画の推進

■ 動向と課題

多様な個性を受け入れ、共に認め合い、共生できる社会の実現と世界の恒久平和は人類共通の願いですが、性別、国籍、年齢、職業、働き方、価値観等の多様な生き方に関する差別や偏見がいまだに残されており、世界に目を向けると、戦争や地域紛争も絶えません。こうした中、ダイバーシティ（多様性）を認め、希望に沿った生き方を選択できる社会づくりが求められています。

■ 施策目標

人権尊重と男女平等、平和社会への意識が高まり、一人一人が互いを認め合いながら、個性を發揮できる環境を整えます。

■ 取組の方向性

(1) 人権啓発の推進

一人一人が個性を認め合い、互いに理解し合うための学習機会の提供を図ります。

また、不確かな情報に惑わされ、人権侵害につながることを防ぐよう、人権尊重のための啓発活動を推進するとともに、人権学習推進団体の活動を支援することで、市民の人権を尊重する意識の高揚を図ります。

(2) 平和意識の高揚

継続した平和啓発活動を推進し、広範な市民の平和意識の高揚を図ります。

(3) 男女共同参画の推進

男女共同参画を進める様々な取組を通じて、性別による固定的な役割分担意識の見直しを図ることで、多様な個性を認め、尊重し合い、自分らしく最大限に力を發揮できる社会の形成を目指します。

指 標

項 目	基準値	目標値
人権を考える大津市民のつどい 参加者数	5,454人/年 (R1年度)	5,500人/年 (R6年度)
平和イベントへの 参加者数	840人/年 (R1年度)	850人/年 (R6年度)
審議会等の委員における 女性の割合	32.5% (H31年4月1日時点)	40.0% (R7年4月1日時点)

主な取組

(1) 人権啓発の推進

人権意識の高揚

【所管：人権・男女共同参画課】

- 人権啓発紙「輝きびと」の発行
- 人権擁護委員*等による人権相談の実施
- 人権研修会の開催
- 街頭啓発を始めとした啓発活動

人権学習の推進

【所管：生涯学習課】

- 関係団体との連携による人権学習機会の提供
- 人権標語、作文等の募集による人権意識の啓発、高揚

(2) 平和意識の高揚

平和啓発活動の推進

【所管：総務課】

- 平和イベントの開催による啓発
- 市ホームページ等での啓発

(3) 男女共同参画の推進

男女共同参画社会*の推進

【所管：人権・男女共同参画課】

- 男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発
- LGBT*を始めとする性の多様性への理解・配慮、周知・啓発
- 市民団体等との連携の推進
- DV*の防止、被害者の保護にかかる取組の推進

男女共同参画センターの機能充実

【所管：男女共同参画センター】

- 講座・研修会等の開催
- 各種相談事業の実施
- 市民、民間団体等の活動支援と交流の場の提供

